

盛岡市市税条例の一部改正について

平成 27 年 3 月 25 日
財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

現在、第 189 回通常国会において審議中の「地方税法等の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を 2 年延長する。

(2) 法人市民税関係

法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る法改正に伴う所要の規定の整理を行う。

(3) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地に係る現行負担調整措置の延長

平成 26 年度までとなっている現行の負担調整措置の仕組みを 3 年延長し、平成 29 年度までとする。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）による特例割合

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置による減額割合について、 $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ から $\frac{5}{6}$ 以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを $\frac{2}{3}$ に定める。

ウ 事業所内保育事業に供する固定資産の非課税適用に伴う申告手続

事業所内保育事業の認可を受けた者が行う利用定員 6 人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産について、非課税の適用等に係る申告手続を定める。

(4) 軽自動車税関係

ア 平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。

イ 平成 27 年度分から適用することとされている原動機付自転車、2 輪の軽自動車及び小型特

殊自動車等並びに2輪の小型自動車に係る税率について、適用開始時期を1年間延期し、平成28年度分から適用する。

(5) 国民健康保険税関係

ア 医療給付費課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のように改める。

区分	改正前	改正後
医療給付費課税額	51万円	52万円
後期高齢者支援金等課税額	16万円	17万円
介護納付金課税額	14万円	16万円

イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

※前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

(7) 5割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+24.5万円×被保険者数	33万円+26万円×被保険者数

(4) 2割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+45万円×被保険者数	33万円+47万円×被保険者数

※7割軽減は現行の33万円で改正なし。

(6) その他 必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 2-(4)-イ 公布の日

(2) 上記以外のもの 平成27年4月1日